

監査措置状況報告書

平成30年1月24日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成29年10月12日（木）～11月28日（火）			
担当部署	市民保健部 市民課	内線	2163	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>○高山市営火葬場</p> <p>所管課から提出された高山市営火葬場の平成28年度収支決算状況報告では、支出項目の施設修繕費が訂正されていたが、訂正に伴う支出合計額の誤りや関連数値、関連調書等の不備が随所に見られた。</p> <p>事業報告書が所管課へ提出されて6か月が経過している。所管課は、不備な調書について、速やかに再提出を求められたい。なお、事業報告書には、高山市公文書規程第9条に定める受付印がなかった。</p>	<p>指定管理者に対し、事業報告書の不備な調書について、期限を指定して再提出するよう求めた結果、期限内に訂正された調書の再提出を受けました。</p> <p>調書の内容を精査した結果、市が指摘したとおり訂正されていることを確認するとともに、今後の書類の提出については、指定した期限を守るよう強く指導を行いました。</p> <p>また、職員に対し、高山市公文書規程について周知徹底を図りました。</p>	

監査措置状況報告書

平成30年1月24日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成29年10月12日（木）～11月28日（火）			
担当部署	基盤整備部 都市整備課	内線	2338	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中、措置済
	概要	
<p>○グリーンパークひろ野</p> <p>本施設は、広大な面積を有する芝生管理が業務の根幹をなしている。基本協定書第10条では、指定管理者の業務実施条件を規定し、仕様書で管理内容を示しているが、芝刈込回数や草取りの面積が誤っていた。</p> <p>基本協定期間は5年で継続中であるが、指定管理料算定の基礎となる仕様書内容を精査し、協定書を修正されたい。なお、指定管理者からの意見に「芝生進入車両防止のための車止めの設置」の要望があったが、現地を見る限り、芝生保護の観点から、速やかに対応されたい。</p>	<p>協定書の修正については、仕様書内容を精査し指定管理者と協議中です。</p> <p>指定管理者から要望のあった、芝生への進入車両防止措置については、指定管理者と打ち合わせを行い、車両進入が想定される箇所に進入防止コーンを設置しました。</p>	

監査措置状況報告書

平成30年1月24日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成29年10月12日（木）～11月28日（火）			
担当部署	市民活動部 生涯学習課	内線	2349	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>○久々野公民館</p> <p>指定管理者は、当公民館を含む久々野地域社会教育施設等9施設の管理委託を受けており、各施設における人員配置をそれぞれの施設で按分している。当公民館での按分率は51%となっていたが、収支決算状況報告書では人件費は100%当公民館から支払われていた。</p> <p>基本協定書第48条に定めるとおり、経理は各施設ごとに行うべきである。</p> <p>また、指定管理者が委託をしている会計事務所の決算試算表と収支決算状況報告書の支出が150千円相違しており、収入確保の取組みとして行っているコーヒーセルフサービスの売上金（132千円）も収入から漏れていた。</p> <p>所管課は、報告書を速やかに修正し提出するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>報告書の記載内容に誤りがあることについての指摘を受け、指定管理者に指示を行い、修正された報告書が提出されました。報告書の相違は指定管理者の経理担当者の理解不足によるものであったことから、今後は的確に指導し、再び同様の事態を招かないよう注意します。</p>	

監査措置状況報告書

平成30年1月24日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成29年10月12日（木）～11月28日（火）			
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2477	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	対応済
	概要	
<p>○市貸与備品の管理について</p> <p>市貸与備品の管理については、これまでの監査意見でも適正な管理を求めてきたが、今回の監査でも、基本協定書に記載されている備品が実態と相違しているものや、使用不能のまま保管されているもの等があった。</p> <p>市では多くの施設を指定管理者へ委託しているが、全ての施設において、適正な備品管理を徹底されたい。</p>	<p>市貸与備品の管理については、所管課に対し現地調査時や実績評価時に備品一覧と現状の市貸与備品との突合を行い、状態不良や数量の過不足等の加除すべき事由が生じた場合は、速やかに変更協定を締結するなど、適正に管理するよう周知するとともに、現状を確認し、報告するよう指示を行いました。</p>	

監査措置状況報告書

平成30年1月24日

実施年度	平成29年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成29年10月12日（木）～11月28日（火）			
担当部署	総務部 行政経営課		内線	2477

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>○指定管理者が所有する備品等の減価償却費の計上について</p> <p>基本協定書第20条では、「乙（指定管理者）は、独自の判断と自己費用で、備品等を購入又は調達し本業務実施のために供することができるものとする。ただし、その管理は、乙の独自会計で行うものとする。」と規定している。</p> <p>指定管理者が独自に購入し本業務に供している償却資産に対する減価償却費が収支決算書に計上されているものがあり、中には、事業者の独立した事務所の事務機器等に対する減価償却費を売上高で按分し計上している施設もあった。</p> <p>平成26年度にも同様の指摘をしているが、減価償却費の計上の是非について、統一した見解を示されたい。</p>	<p>基本協定書第20条に規定するとおり、指定管理者が独自の判断と自己費用で、市貸与備品以外に購入又は調達した備品についても、指定管理業務の実施のために供することを認めています。</p> <p>ただし、減価償却費など備品等の管理経費については、独自会計で行うものとしているため、指定管理業務に係る会計に計上しないものとして取り扱います。</p>	